

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 08320)

整理番号	111- 0001 (2)	調整年月日・契機	令和2年6月25日	(環境確保条例第116条第1項)		
所在地	東京都大田区矢口二丁目196番、203-1番 (地番)		東京都大田区矢口二丁目31番10号 (住居)			
訂正年月日・契機	令和2年9月14日・環境確保条例第116条第4項、令和2年12月21日・環境確保条例第116条第8項、令和4年3月28日・環境確保条例第116条第8項					
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	(株)伊藤高圧瓦斯容器製造所(令和2年5月30日廃止)	面積	418.3	m ² (汚染地)	831.26	m ² (調査)
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項						
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容		舗装 (一部未完了) : 鉛及びその化合物 (含有量) 掘削除去 (一部残置) : 鉛及びその化合物 (含有量) 一定濃度を超える汚染の除去【地下水の浄化】 (措置中) : トリクロロエチレン (第二地下水)				
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)						
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨 (健康被害の恐れがある場合は、その旨)						
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨 (埋立地特例に該当する場合は、その旨)						
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は 形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨						
備考						
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者	
	令和2年6月25日	トリクロロエチレン	溶出量基準		ユーロフィン日本環境株式会社	
	令和2年6月25日	鉛及びその化合物	含有量基準		ユーロフィン日本環境株式会社	

